

海外子会社（からの配当）についての課税・非課税と、 実現主義・時価主義の問題

浅妻章如*

要 約

本稿の目的は、英日米の報告書を元に、海外子会社からの配当に対する（或いは海外支店・海外子会社の所得に対する）課税・非課税の政策のあり方について、実現主義・時価主義の問題と絡めながら、検討することである。日本では既に税制改正が動き始めているが、本稿は理論的整理を志向する。

かつては、国際租税政策は国内租税政策とは全くの別物として切り離されて議論される嫌いがあったかもしれないが、近年は国際・国内の租税政策論で論理的な共通性が徐々に強く意識されてきているように見受けられる。海外子会社から内国親会社に対してなされた配当について課税するかしないかという問題は、キャピタルゲイン課税に関するロック・イン効果の問題と、構造的に類似していると考えられる。

通常のキャピタルゲイン課税とロック・イン効果の問題について考えると、キャピタルゲインが実現した時点で課税されるという制度の下ではキャピタルゲインを実現させない方が有利であるので資産保有に傾いてしまうというロック・イン効果が敵視されるのが通例であるが、理屈の上では、包括的所得概念に忠実に従い時価主義で毎年含み益に課税しておけば、キャピタルゲイン課税がロック・イン効果をもたらすことはない。これと同様に、海外子会社から内国親会社に支払われた配当に課税してしまうと、海外子会社に留め置いておいた方が有利であるというロック・イン効果類似の現象が生じてしまうが、理屈の上では、資本輸出中立性の理念に忠実に従い、海外子会社の所得についても毎年日本の税率で課税しておけば、海外子会社を通じて得た所得を日本に戻すか海外で再投資するかについての決断に対する攪乱効果をもたらすことはない。

以上は課税を早めることによる理論上のロック・イン効果対策であるが、実際には、逆に課税を遅らせることによるロック・イン効果対策がとられてきたことが多かった。即ち国内においては、会社の組織再編成などの場合に、キャピタルゲインの実現はあっても認識をしないようにするなどの措置によってロック・イン効果対策を図ることが多かった。課税を遅らせる方向を突き詰めれば、キャピタルゲインが実現しても再投資している限り課税所得には含めないなどの発想により、消費まで課税を遅らせるという理念に繋がりうる。海外子会社からの配当についても、（消費時まで課税を遅らせるというほど極端なものではないが）ロック・イン効果対策として課税を遅らせる方向といえる。

理念的には以上のような二方向が考えられる中、英日は後者の道に進みつつある（ただし英国ではストップ）一方、アメリカは後者の道に進みそうであったのが前者・後者両方の道を精査する段階に後退している。

英日米の報告書を見ていくと、従来の国際租税政策論独自の指導原理であった資本輸出

* 立教大学法学部国際ビジネス法学科准教授

中立性・資本輸入中立性の果たす意義が（なくなっている訳ではないものの）以前よりも弱まっていると考えられる。国際租税政策論独自の問題というだけでなく、国内租税政策論として扱われてきたロック・イン効果対策等とも共通する問題として議論されるようになってきた、といえよう。資本輸出中立性などの純理論的な段階で議論が終わらなくなってきたのは、会社段階で所得を計算せざるを得ないため時価主義や資本輸出中立性を徹底することは無理である、という国際・国内共通の現実的制約を踏まえたためであろう。

もっとも、国内租税政策におけるロック・イン効果対策の内容（例えば組織再編税制における非認識を基礎付ける際の投資の継続性のような考え方）が、海外子会社から受け取る配当についての課税・非課税に直接的に当てはまると言いたい、という国際・国内の違いもいまだ残っている。国内租税政策論との論理的な共通性を認識しつつ、国際租税政策論独自の課題にも配慮しながら、その時々の国際的状況に対応して適切な政策が決まってくる、ということであろう。

キーワード：海外直接投資、国外所得免税、ロック・イン効果

I. 検討の背景

I-1. 本稿の目的

本稿の目的は、英日米の報告書を元に、海外子会社からの配当に対する（或いは海外支店・海外子会社の所得に対する）課税・非課税の政策のあり方について、実現主義・時価主義の問題と絡めながら、検討することである。

国際租税法についてはどうしてもテクニカルな部分が多いため、国際租税政策を議論する際、国内租税政策を議論する時とスイッチが切り替わっているかのような印象を受けがちである。しかし、近年は国際租税政策と国内租税政策の課題が論理的に共通している場合があるということが徐々に強く意識されてきているように見受けられる。国際租税政策論においては、資本輸出中立性・資本輸入中立性が従来の指導原理であったが、国内租税政策に関する実現主義・時価主義をめぐる議論を、海外子会社から

の配当（或いは海外支店・海外子会社の所得）に関する租税政策論に応用して整理しようというのが本稿の意図するところである。

本稿は法解釈よりも政策論を志向している。個人的な研究履歴としてこれまで所謂CFC（controlled foreign corporation）税制（またはタックスヘイブン対策税制・外国子会社合算税制）の法律論上の限界について幾つか検討してきたが、本稿では、海外支店・海外子会社（から）の所得・配当等に課税することが法律論¹⁾としては可能であるという前提の下で、政策論としての課税・非課税の良し悪しに关心が向いている²⁾。本稿は、CFC税制に関する研究よりも寧ろキャピタルゲイン課税についての研究³⁾の延長にある、という意識がある。もちろん、アメリカの2005年の報告書に関する紹介⁴⁾の延長もある。なお、英国では後掲報告書の実

1) 例外的に本稿5.2.3で論ずるのみである。

施が廃止されたと報じられるなどの動きがあるが⁵⁾、現実の制度の細かいところを追っていくことは元々の本稿の主眼ではなく、報告書を素材しながら理屈の整理を志向するという態度をとりたい。

本稿の主張の要約は、資本輸出中立性はお題目としての意味はあるかもしれないが従来ほど現実の租税政策論を基礎付けるものと見る必要はなく今後は相対化された位置付けになっていくのではないかということと、課税繰延自体を敵視する意義は弱いと思われる（但し租税回避対策が不要であるとまでいおうとするものではない）ということである。

本稿では「」を引用のために用い、【】を区切りの明確化のために用いる。本稿では職名・敬称を付さない。

以下、第一章の残りで英国・日本・アメリカの報告書の概要を紹介した上で、I-5節において本稿の問題意識を述べる。

第二章から第四章において、英国・日本・アメリカの報告書について第一章より若干詳しく紹介する。

第五章は考察である。経産省報告についての検討をした後、CFC税制（タックスヘイヴン対策税制）と国外利益の課税・非課税との関係

について、及び、国内租税政策論の延長で国外利益の課税・非課税がどう位置付けられるかについて、整理し、資本輸出中立性概念を相対化した中での国際租税政策論を議論していく。

I-2. 英国

英国では、2007年7月に海外子会社からの配当について免税とすると発表された⁶⁾。以下【英國報告書】⁷⁾と呼ぶ。

対象は、英国の大規模企業・中規模企業（耳慣れない表現であるが合わせて大中企業と呼ぶ）が海外子会社から受け取る配当についてであり、英国小企業については配当免税が煩瑣なので海外から受け取る配当についての課税の簡素化を図るとされている。

海外子会社からの配当を免税とするだけでは税収が減るだけであるので、税収確保のためにCFC税制（タックスヘイヴン対策税制）の改革も合わせて行なうとされている。一言でいうとentity〔組織〕アプローチ(all-or-nothing)からtransaction〔取引〕アプローチ(income-based)への移行である。

I-3. 日本

日本では、2008年5月頃に経産省の改正要望の報道⁸⁾がなされ、2008年8月22日付で報

2) どちらかというと、CFCまたはタックスヘイヴンという名前が含まれている論文よりも、固定資産交換による課税繰延について検討した浅妻章如「値上がり益課税適状の時期——所得税法58条・法人税法50条の交換特例をきっかけに——」金子宏喜寿記念『租税法の基本問題』377-396頁（有斐閣、2007）の延長に本稿はあると私は考えている。

また、本稿はアメリカの2005年の報告書（The President's Advisory Panel on Federal Tax Reform "Simple, Fair, & Pro-Growth: Proposals to Fix America's Tax System" (Final Report - November 2005)）の紹介（浅妻章如「国外所得免税（又は仕向地主義課税）移行論についてのアメリカの議論の紹介と考察」フィナンシャル・レビュー84号152～164頁（2006））の延長でもある。

3) 参照：浅妻章如「値上がり益課税適状の時期——所得税法58条・法人税法50条の交換特例をきっかけに——」金子宏喜寿記念『租税法の基本問題』377-396頁（有斐閣、2007）。

4) 参照：浅妻章如「国外所得免税（又は仕向地主義課税）移行論についてのアメリカの議論の紹介と考察」フィナンシャル・レビュー84号152～164頁（2006.7）。

5) 参照：Kristen A. Parillo, U.K. Scraps Foreign Profit Tax Proposals, 51 Tax Notes International 320 (28 July 2008) 等。

6) 但し今のところ実施の見込みはない。

7) HM Treasury & HMRC, Taxation of companies' foreign profits: discussion document (July 2007) (http://www.hm-treasury.gov.uk/media/E/9/consult_foreign_profits020707.pdf).

告書が発表された。以下【経産省報告書】⁹⁾と呼ぶ。2008年末の政府税制調査会答申7頁¹⁰⁾でも海外子会社からの配当について非課税とすることが提案されている。

経産省報告書では、アメリカの経験も踏まえつつ时限措置で資本を国内に還流させるか恒久的措置としてそう仕向けるかの検討をし、後者を推奨している。また、外国税額控除制度との関係など執行にまつわる問題の整理を行なっている。

経産省報告書を見て理論的な点から特徴的であると感じたことは、日本企業の競争力といった表現をしていないことや資本輸入中立性・競争中立性の議論をあまり援用していないことである。

I-4. アメリカ

アメリカでは、2008年7月に海外直接投資に関し非課税・課税両提案を併記した報告書が発表された。以下【米国報告書】¹¹⁾と呼ぶ。

2005年の段階でアメリカは「成長」(Pro-Growth) のための国外所得免税（又は仕向地主義課税）への移行に積極的な議論¹²⁾をしていたが、2008年の米国報告書は、第一に海外子会社利益の課税繰延による経済的歪みを整理し、第二にterritorial system（域内課税方式：国外所得免税）を論じ、第三にfull inclusion system（完全合算課税方式：繰延なき全世界所得課税）を論じるという構成になっており、

2005年よりも抑制的なものとなっている。アメリカの国益重視という印象は薄く（もちろん域内課税方式支持者も完全合算課税方式支持者もそれぞれはアメリカの国益に資すると考えているのであろうとは思うが）、論点整理の段階に後退した、と見受けられる。

I-5. 問題意識

2008年5月頃に日本の経産省の動きについての報道を見た際、最初に考えたことは、海外子会社から内国親会社に対してなされた配当について課税するかしないかという問題は、キャピタルゲイン課税に関するロック・イン効果の問題と、構造的に類似しているということであった。

包括的所得概念に忠実に従い時価主義で毎年含み益に課税しておけば、キャピタルゲイン課税がロック・イン効果をもたらすことはない。これと同様に、資本輸出中立性の理念に忠実に従い、海外子会社の所得についても毎年日本の税率で課税しておけば、海外子会社を通じて得た所得を日本に戻すか海外で再投資するかについての決断に対する搅乱効果をもたらすことはない。

このように、国際租税政策の問題は、従来議論されてきた国内租税政策の問題と論理的には根を同じくすることが、しばしばある¹³⁾。

私はこれまで、資本輸出中立性・資本輸入中立性やcredit method（外国税額控除方式）・ex-

8) 産経新聞2008年5月9日報道「税免除で海外所得の環流促す 経産省、改正要望へ」など。参照：青山慶二「我が国企業の海外利益の資金還流について——海外子会社からの配当についての益金不算入制度——」租税研究2008年12月号127頁。

9) 経産省2008年8月22日付「我が国企業の海外利益の資金還流について～海外子会社からの配当についての益金不算入制度導入に向けて～〈国際租税小委員会中間論点整理の公表〉」(<http://www.meti.go.jp/press/20080822002/20080822002.pdf>)。

10) 政府税制調査会答申「平成21年度の税制改正に関する答申」(<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/201128a.pdf>) 2008年11月28日。

11) “Economic Efficiency and Structural Analyses of Alternative U.S. Tax Policies for Foreign Direct Investment” Scheduled for a Public Hearing Before the Senate Committee on Finance on June 26, 2008 Prepared by the Staff of the Joint Committee on Taxation (<http://www.house.gov/jct/x-55-08.pdf>)。参照：増井良啓「米国両議院税制委員会の対外直接投資報告書を読む」租税研究2008年10月203頁。

12) 註4参照。

emption method（国外所得免税方式）¹⁴⁾等の問題について勉強してきたものの、行き詰まり感を覚えていた。そして、包括的所得概念・時価主義・資本輸出中立性という、モデルとしてはこれ以上ない美しい体系を一旦横において、課税の現実を支配している実現主義を積極的に捉えた上で国際租税政策についても考察していく方が現実に使いやすい理論の提示に繋がりうるのではないかと考えるようになっていた。そのような時に経産省の動きの報道に触れ、実現主義の問題として考察することに一層興味を持った、という次第である。

また、経産省の議論は、従来の議論とは若干問題設定が異なるようにも思われた。credit methodかexemption methodかという従来の議論は、これからどこの国に投資するか、のモデルを念頭に置いて議論されてきたものと思われる。他方、経産省等の視点は、既に積み上がった国外利益の有効利用、のモデルを念頭に置いているものと思われる。後者に関しても、再投資先選択に関する税制の搅乱効果の研究を考えると、結局は従来のcredit methodかexemption methodかという議論と共通する部分が出てくるかもしれないが、しかし、経産省等が念頭に置いていると思われるモデルについて考察する意味があるのではないか、と考えた。

課税の現実を度外視し、徹底的に理論追及の純粋な租税政策論を志向する場合、まず一方の極として究極の所得課税を目指すのであれば、所得をすべて個人レベルで把握したうえでの時価主義課税が所得課税の理想であろう。次にもう一方の極として、課税ベースが所得であることにこだわらず寧ろ消費でよいということになれば、敢えて時価主義で課税する必要はなくなり、キャッシュフローベースで投資即時控除などの方式を採れば良いということになろう。

海外子会社等を通じて得た所得が全て時価主義で個人レベルで把握されるわけではないが他方で投資額全額が同時に控除されるわけではないという現状は、この両端の中間にあるといえる。所得課税をする以上はあくまでも理想に近づけるべきなのであろうか？しかし、国家間の課税権配分という別の次元の問題をも合わせて考えると、所得課税にせよ消費課税にせよ個人間での公平な税負担配分の理想を追い求めようと要求することは、まず無理であると思われる。純粋な所得課税も純粂な消費課税もしていない現状について、何か積極的な評価はできないか、また積極的な評価を視野に含めた改善を図ることができないか、というのが本稿の問題意識である。

II. 英国の議論について

II-1. イントロダクション

英国報告書における国外利得課税改革の目標

は概ね次の四つにまとめられる。

第一に、世界市場で活躍する大中企業¹⁵⁾に

13) ただし、国際租税政策特有の問題として、所得源泉（所得の地理的割り当て）の問題は残るであろう。私は、所得源泉を観念するようになる背景の一つとして、実現主義の影響もあるのではないかという旨を論じたことがある。浅妻章如「所得源泉の基準、及びnetとgrossとの関係（1）」法学協会雑誌121巻8号1174頁以下、1204頁（2004）。仮に取引や実現と無関係に所得を把握する（包括的所得概念の理想に近付こうとするならば、取引の有無・成否等とは無関係にあらゆる資産の時価評価に基づく課税となろう）ならば、どこの国で発生した所得なのかということを意識しにくくなると思われるからである。

14) 参照：<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/15807/2/0200800501.pdf> 大野太郎「租税条約の経済学的考察」2008年3月19日一橋大学審査博士学位論文（経済学）。

つき、海外子会社配当課税の簡素化及び現代化で支援しようとすることがある。英国の税収確保を図りつつ、国外からの配当について英国での課税を免除しようというものである。

第二に、CC (controlled company) ルール(いわゆるタックスヘイヴン対策税制・外国子会社合算税制¹⁶⁾)を改革し、動的受動所得と能動所得との区別を基礎としようとしている。

第三に、小規模会社についてはCCルールを適用するのが不適切であるため、海外子会社配当課税の簡素化を図ろうとする。

第四に、英国の競争力の確保を目標としている。

これらの目標のために、英国報告書では次のような政策パッケージを提案する。

第一に、英国の大中企業が海外子会社の10%以上を保有している場合、海外子会社から英国法人への配当について免税とする。

第二に、英国の小規模企業が支配する海外子会社の利得に関しては、簡素化されたCCルールを適用するか、または連結利益額を基準としてCCルール不適用とする。

第三に、CCルールについては、“all-or-nothing” regime から income-based regimeへと変更する。すなわち、日本と同様のentity approach(外国子会社の法人格単位でCCルールの適用を受けるか受けないかを決める方式)から、アメリカと同様のtransaction approach(性質の異なる所得の元となる取引ごとにCCルールの適用を受けるか受けないかを決める方式)への変更をしようとしている。

第四に、利子費用については現行のunallowable purposes rules(利子の目的によって控除が認められなくなる場合を定めるルール)を強化する。

第五に、現在のTreasury Consentsルール(CCルールの適用除外に関し、英国企業が海外子会社を利用しようとしてもそれが租税回避的ではないことを述べて財務省の同意を得るとするルール)を廃止し、随時情報報告義務へと変更する。

II-2. 政策論

英国報告書が実施しようとする政策の目的は、多国籍事業の場所としての英国の競争力¹⁷⁾・魅力を高めることである、としている。そのために、大中企業に対して及び小企業に対しそれぞれの規模に応じて、そしてそれぞれの異なる状況に応じて、公平で公正な異なるアプローチ(equally fair, but different approaches)を提供する、としている。

II-3. 英国法人が受け取る国外配当

英国法人が外国法人から受け取る配当については、直接投資としての持分に対する配当か portfolio投資としての持分に対する配当かで扱いが変わってくる。

英国法人が直接投資として外国法人を支配している場合、受け取る配当について免税(exemption)ということで、簡素な経済的二重課税からの救済を提供しようとする。この点に関し、従来の外国直接投資参加配当外国税額控除¹⁸⁾(いわゆる間接外国税額控除)について、

15) 大規模企業および中規模企業。「中小企業」という言葉は普通に用いられる一方、「大中企業」(large and medium business)という言葉は普通ではないが、便宜的にそう表現することとする。

16) 日本の租税特別措置法66条の6等に相当するタックスヘイヴン対策税制は、一般にCFC (controlled foreign company/corporation) ルールと呼ばれることが多いが、英国報告書ではCCルール・controlled company ルールと呼ばれている。

17) 後で述べるように、日本の経産省報告書は競争力という言葉を前面に出さない。標準的な経済学説によれば国の競争力という言葉は意味内容が不確かであることが多くあまり使用が推奨されない言葉であるとされ、私も競争力という言葉の使用は控えようと考えている。後で紹介する米国報告書におけるのと異なり、英国報告書がどのような意味を込めて「競争力」(competitiveness)という言葉を用いているのかは、詳らかでない。

18) 持分割合が10%以上の場合。

欧州裁判所においてEC条約違反であると判断されたわけではない¹⁹⁾。従って、欧州裁判所による判決を受けての法改正という筋ではない。英国政府独自の考え方として、英國に本拠を置く多国籍企業に与える租税負担を懸念した、ということである。なお、免税とするのは、英國の大中企業が外国法人の10%以上の持分を有している場合である。

英國法人がportfolio投資として他法人の持分を有している場合、従来、英国内國法人からの配当については原則非課税とする一方、外国法人からの配当については外国税額控除なしでの課税が行われてきた。しかしこの税制が欧州裁判所²⁰⁾でEC条約違反であると判断されてしまった。そこで、外国税額控除を導入するか、免税とするか、或いは内國法人からの配当に対しても外国法人からの配当に対しても外国税額控除なしで課税するとして内外無差別違反にあたらないようにするか、というオプションを検討している。

II-4. 英国CCルールの改革

英國のCC (controlled company) ルール（いわゆるタックスヘイヴン対策税制）を改革する動機は次の二点である。第一に、CCルールが必要であることは従来と変わっていないが、人

工的な仕掛けを用いた租税回避を防止するというCCルールの目的を超える形でCCルールが適用されることは防がなければならない、ということがある。欧州裁判所²¹⁾によって、英國のCCルールの適用がEC条約に違反しないで認められるのは、人工的な租税回避を塞ぐという目的についてのみであると限定的に判断されたからである。第二に、前節の英國大中企業が受け取る海外子会社直接投資に係る配当についての免税によって、利益分割²²⁾ (diversion of profits) のインセンティヴが増大する恐れがあるので、英國政府として税収確保のために手を携いているわけにはいかない、という事情がある²³⁾。

これらの動機に沿って、CCルールは利益の人工的な配置 (artificial location of profits)²⁴⁾ を防止するために設計されることとなる。

英國報告書によれば、新しいCCルールの適用範囲は次のようになる。第一に、従来のCCルールでは（日本のタックスヘイヴン対策税制と同様に）問題となる海外子会社の所得全体を掴まえようとするいわゆるentity approachが採られてきたが、新しいCCルールでは列挙された受動的所得（受動的所得を生みだす資産の譲渡益も含むものとする）のみを掴まえようとするいわゆるtransaction approachになる。なお、

19) 参照：ECJ, C-446/04 (Franked Investment Income Group Litigation, 12 December 2006)。

20) 参照・註19。

21) 参照：Cadbury Schweppes v. CIR, ECJ, Case C-196/04, 9 International Tax Law Reports 89-138 (2006), 2006 WTD 177-8。アメリカで完全合算課税が議論されているのとは対照的である。

22) 利益分割と訳したが、意味としては利益移転などと表現した方がよいかもしれない。

23) 第一の欧州裁判所の判断に対する対応という面と、第二の税収確保という面と、どちらがより密接に今回の改革に結びついているのかは、不明である。

24) locationという言葉が用いられているので、地理的な場所に焦点が当たるかのような印象を与える。しかし、私の個人的な見解となるが、この表現は所得の地理的割当と所得の人的帰属の問題を混同させるような危険を含んでいるものと思われる。本来内國法人に帰属する所得となるべきであった利益を何らかの人工的な取引を仕組むことにより、恣意的に海外子会社に帰属する所得であると見せかけるような事態が、CCルール（いわゆるタックスヘイヴン対策税制・CFCルール）の懸念対象であると思われる。ここで注意すべきは、A国法人に帰属する所得は全てA国で発生した所得でありB国法人に帰属する所得は全てB国で発生した所得である、とは限らないということである。A国法人がB国所在の不動産から賃料を受け取る場合などを想起すれば明らかであるが、国際租税政策・国際租税法を議論する際、時折どこの国の法人に帰属する所得であるかとどこの国で発生した所得であるかについて混同が生じかねない。CCルールに関して、どこの国で発生した所得であるかという所得の地理的割当が問題となる場面もない訳ではないと思われるが、人工的な取引を仕組むことにより所得の人的帰属を恣意的に移すことが問題となる場合の方が多いと思われる。

いわゆる能動的所得であっても人工的に移転可能な所得についてCCルールで合算課税の対象に含むかについては、検討を要するとしている。

第二に、CCルールが発動するトリガーとして、英国法人が海外子会社の何%を支配している場合を想定するかという問題があるが、これについては10%を基準とするとしている。

第三に問題となるCC (controlled company, すなわち日本でいうところの特定外国子会社等) に実質的に帰属する所得であるか否かを新しいCCルールの適用に当たって審査するとする。

なお、CCルールが適用されない範囲の所得として、真正に能動的に営んでいる金融事業の所得や、企業グループ内の利子については不適当とするとしている。

II-5. 利子救済

利子救済 (interest relief), すなわち利子費

用の控除に関するルールについては、変える予定はなく、国外事業・利得のための費用である利子について救済が認められるとする。

この点、アメリカでは利子費用配賦ルールがある²⁵⁾が、複雑さと執行コストを英國報告書は懸念している。また、その他のオプションとして、thinner capitalisation²⁶⁾ や、またはその逆のfat capitalisation²⁷⁾も考えることができるが、同様に複雑さゆえに採用できないとしている。

II-6. その他：Treasury Consents (財務省同意ルール)

従来、越境取引に関して財務省同意ルール²⁸⁾により、海外子会社が一定の取引をする際には問題となる取引が不適法な取引ではないかについて財務省の同意が要求されてきた。しかし、このルールを廃止し、越境取引に関しては報告義務で済ませるとしている。

III. 経産省報告書について

III-1. 背景

経産省報告書の背景については青山・前掲註

8論文でも詳細に議論されている。そこで強調されているのは、日本とアメリカの（とりわけ

25) 利子費用が国内事業に係るものとされるか国外事業に係るものとされるかは税引き後利益に重大な影響を及ぼす。例えば次のような例を考える。A国法人たるX社がA国で200の所得を得たとして70の課税を受け、B国で100の所得を得たとしてB国で30の課税を受けそうであるとする。ここで20の利子費用がA国から見てどちらの国の所得に関するものであるかという問題が生じたとする（B国では当該20の利子費用が全く認められないとする）。A国から見てX社の利子費用がB国の所得に係るものであるとされると、A国で外国税額控除を計算する際の控除限度額は $100 \times 35\% = 35$ （これならばB国で30の課税を受けても外国税額控除に吸収される）ではなく、 $80 \times 35\% = 28$ となり、B国で納める30の税額のうち2は外国税額控除で救われなくなる。結局B国・A国で納める税額の合計は $30 + 70 = 100$ となる。問題の20の利子費用がA国の所得に係るものであるとされれば、B国の納めた30の税額全てについて外国税額控除で救われる。A国の所得は200ではなく180とされるので63の税額となる。結局B国・A国で納める税額の合計は $30 + 5 + 63 = 98$ となる。

26) いわゆる過小資本税制 (thin capitalisation) の強化版として、利子控除の判断に当たり企業の子会社の価値を無視するものと説明される。

27) 子会社に殆ど負債がない場合に親会社が独立企業であれば受け取るであろう利子をみなして課税するものと説明される。

28) 参照：§ 765 ICTA 88。

日本の）法人税の税率が世界の中で高いものとなってしまった、という状況変化である。日本の法人税率が目立って高いわけではなかった時代においては、海外子会社が利益を稼いだ時点で既に高い税率での課税を受けているため、日本が全世界所得課税を探るか国外所得免税を探るかあまり違いは生じなかつたが、現在は海外子会社が利益を稼いだ時点では低い税率での課税にとどまっているので、日本に還流しようと日本の高い税率がかかつてしまうことが、日本への資金還流の阻害要因として強く働くようになってしまっている、という。このままでは雇用が国外に流出してしまう恐れがあるし、また資金の国内還流が難しいことから、コストがかかりがちな研究開発拠点を国外に移す恐れもある。

こうした現状認識が経産省報告書の背景として言われている。そこで、日本企業が海外子会社から受け取る配当について非課税としようという提案に繋がる。

III-2. 適用対象

経産省報告書では、配当免税の適用対象となるのは、株式出資比率が25%以上の海外子会社からの配当である、とする。

なお、海外子会社株式から配当を受け取るのではなく株式を譲渡してキャピタルゲインが生じた場合についても検討されている。海外子会社が利益を稼いだ後、株主がそれを配当という形で受け取るかキャピタルゲインという形で受け取るかということについて、一応の同質性が意識されているからである。が、結論としてキャピタルゲインを非課税の対象には含まないとしている。

海外子会社（からの配当）について非課税とするならば、海外支店の利益についても非課税の対象とする必要があるか、についても議論されている。子会社形態で海外進出するか支店形態で進出するかで扱いが違うことは望ましくないという考慮である。しかし、結論としてはすぐに非課税の対象とするのではなく、中長期的課題であるとしている。この背景には、支店（恒久的施設・PE: permanent establishment）に帰属する利得をどう観念・算出するかについてOECDにおける議論がまだ固まっていないという事情もある、と説明されている。

海外子会社配当非課税について、適用の時期や、受け取った配当の使途を限定するかどうかについても検討されている。この点に関し、かつてアメリカが时限措置として国内還流配当非課税を導入した²⁹⁾が、結果的に失敗であったという評価を参考としている。海外子会社に由来する利益の国内還流が政策目的であるならば使途を限定すべきではないかという短絡的な考え方もありえないではないが³⁰⁾、結論としては使途についても時期についても限定すべきではないとしている。

III-3. 租税回避防止装置

海外子会社配当非課税措置を導入したとすれば、租税回避の懸念も高まるところであるが、いわゆるタックスヘイブン対策税制（またはCFC税制。英国報告書ではCCルール）や移転価格税制が既に導入されていることが述べられており、追加的な租税回避防止措置について詳しくは論じられていない³¹⁾。

英国のCCルールでは従来の日本と同様のルールから変えて受動的所得・能動的所得の区

29) 本稿註34及びそれに係る本文参照。

30) 日本に限った話ではなく寧ろ今年に入ってからのアメリカについての報道で顕著であるが、保護主義的な動きがどうしても議会などではできてしまうようである。

31) 海外子会社から日本法人に法人が流れた後、その日本法人から別の外国法人へ（費用として控除するような形であろうか、何らかの方法で）利益を移転しようというような、いわば日本をタックスヘイブンとして利用するかのような恣意的な取引が開発されるかもしれないが、どういった租税回避の仕組みが開発されるか、また対策としてどうすべきかについて具体的には煮詰められない段階であろう。

別に基づくルールにすることが紹介されていたが、日本のタックスヘイブン対策税制に関して、受動的所得・能動的所得の区別を導入するかは、今後の課題であるとし、やはりここでは具体的な結論は書かれていない。

III-4. 外国税額控除

海外子会社配当非課税とするならば、必然的に、非課税の対象となる配当とその他の国外所得との2つのバスケットを管理する必要が出てくることが、経産省報告書で指摘されている。また、外国税額控除余裕枠の流用についても制限をつける必要があることが論じられている。

国外所得免税移行論が議論される際、国外所得免税にすれば外国税額控除よりも制度が簡素になると主張されることがしばしばであるが、経産省報告書はそのようなわざいた調子を見せない。外国税額控除に複雑さが加わることを正面から見据えた誠実な議論をしていると評価されると思われる。

なお、海外子会社配当非課税であるので、間接外国税額控除制度は廃止されるべきであるとしている。これは一見当然のことのように思われるが、青山・前掲註8論文では、間接外国税額控除制度がないと海外子会社が受けれる課税が実質的なコストとなってしまうのを何とかしてもらえないか、という議論もあったそうである。しかし、青山・前掲註8論文では、非課税の所得であるということは日本の税制から切り

離すことであるということから、それ以上の措置を講ずることは認められないとする穩當な結論を述べている。

III-5. 見込まれる効果（期待？）

経産省報告書の提案通りとなれば、日本に拠点を置く多国籍企業グループの資金移動について、経営の自由度が高まると期待できる。国内還流が難しいので国内還流の阻害要因を緩和するというのが元々の趣旨であるが、使途を限定しないということから、国内還流よりも経営の自由度を重視していると理解できるであろう。

とはいえる、無論経産省報告書は国内還流も期待しているし、特に、コストがかかる研究開発について国内に投資したいというニーズに沿うということも強調されている。

経営の自由度を重視するとなると、国内ではなく別の国に投資が向かってしまうのではないかという懸念も論理的には当然生じうるはずである。しかし経産省報告書としては、非課税措置が導入されれば設備投資や研究開発等の前向きな国内投資に資金が使われるようになる、というアンケート結果に期待しているようである。無論、アンケートに書くことと実際の経営の行動とが一致するとは限らないが、疑い出せばきりがないところであるし、まずはやってみないとどのような問題が新たに生じるかも具体的には分かりにくいということであろう。

IV. アメリカの議論について

IV-1. イントロ

全世界所得課税を基本としつつ、海外子会社が稼いだ利益についてはアメリカ国内に送金されない限りアメリカでの課税に服さないという現行税制により、歪みが生じている、という日本と共通の認識が背景にある。このため、全世

界所得課税という看板でありながら国内の事業と国外の事業とでは実効税率が実質的に異なってしまう状況にある。国外所得をアメリカ国内に還流しないようにするというインセンティヴが働いてしまうし、また、外国に親会社を設置するというインセンティヴが働いてしまう。

事実上の海外子会社利益課税繰延がもたらしているこうした歪みの状況を、米国報告書では tax-induced structural distortions（税制による構造的歪み）と呼んでいる。租税補助金（tax subsidies）は標準から逸脱した特別措置を指す一方、前述の海外子会社利益課税繰延は特別措置という訳ではなく配当する前には課税しないという標準に則ったものであるが、だからといって歪みが生じないということではない。

なお、米国報告書によれば、アメリカ企業の海外への portfolio 投資は 9.34 兆ドルである一方、海外直接投資は 2.89 兆ドルであるとされている。これを比べただけでみると直接投資が少ないかのようであるが、しかし絶対額としての大きさは無視できず、海外直接投資に関する税制の設計は極めて重要な問題であることが米国報告書では強調されている。

米国報告書は、まず現行法の基本的な構造を説明し（本稿 IV-2），現行法の課税繰延によって生ずる経済的歪みを説明した上で（本稿 IV-3），territorial system（域内課税）（本稿 IV-4）と full inclusion（完全合算課税）（本稿 IV-5）について論点整理をしている。以下、その順に略述する。

IV-2. 現行法：全世界所得課税ながら能動的事業所得の繰延

前述の通り、アメリカの国際税制の基本的な政策は全世界所得課税であるが、海外子会社が利益を得た段階ではアメリカの課税が及ばない。

但し、繰延べたい策規定としていわゆる Subpart F ルール³²⁾（CFC 税制）や PFIC（pas-

sive foreign investment companies）ルールがある。これにより受動的な所得についてはアメリカの課税を及ぼそうとしているので、海外子会社の利益のうちアメリカの課税が及ばないのは能動的な事業所得であるということになる。

更に、いわゆる CFC 税制の弱点としてタックスヘイブンに親会社を設立するという corporate inversion 問題があったが、一応の対処を図るようになってきている。

米国はまた精緻な外国税額控除制度を構築している。所得の性質ごとに区分したバスケット管理をし、また、利子費用を国内の所得に配賦するか国外の所得に配賦するかについても詳細なルールを設けている。また、海外子会社が所在地国で納めた税額についてアメリカの親会社が配当を受け取るときの間接外国税額控除も整備されている。

IV-3. 繰延政策によって生ずる経済的歪み

アメリカは全世界所得課税という基本政策に則りつつ租税回避対策などのため様々なルールを詳細に規定してきた。それら個別のルールは当然根拠のあるものであるが、しかしアメリカの現行税制が全体として経済活動に歪みを生じさせていると米国報告書は反省している。

まず、企業の居住地選択の歪みである。また、必ずしも定説の地位を得るには至っていないかもしれないが、国境を越えた投資の所有関係³³⁾の歪みが重大であるという可能性についても議論されている。これは、同じ資本であっても誰が所有しているかによって生産性が変わってくるという発想に基づくものであり、税制によって、効率的な生産性をもたらすような

32) 最近は look-through rule（一見 CFC 税制の適用対象となりそうな所得であっても、その先を look-through することによって適用対象とするにふさわしくない所得であるという事情があれば、適用除外とするという趣旨）など緩和化も目にするようになってきた。参照：Lee A. Sheppard, Looking Through the New Look-Thru Rule, 44 Tax Notes International 258 (23 October 2006) ; Notice 2007-9, Look-thru Rule for Related Controlled Foreign Corporations, Notice 2007-9; 2007 IRB LEXIS 119; 2007-5 I.R.B. 401 (January 29, 2007) 等。

33) Desai & Hines の Capital Ownership Neutrality 論。Mihir A. Desai & James R. Hines Jr., Evaluating International Tax Reform, 56 National Tax Journal 487 (2003). 浅妻章如「全世界所得課税+外国税額控除の再検討」ファイナンス 475 号 75-79 頁（2005 年 6 月）。

所有関係が乱されているのではないか、というものである。

次に、海外子会社の所得に関する課税繰延の利益が、アメリカの投資家の投資決定を歪めているのではないかという認識も論じられている。全ての所得に対してアメリカの税率で課税されれば資本輸出中立となるが、現実における課税繰延の存在が資本輸出中立性を阻害しているという議論である。ロック・イン効果としてアメリカ国内への資金還流も妨げられてしまう、とも論じている。

また、以上の理屈のみならず実証的にも課税の歪みは無視できないと論ずる。その証拠として、2004年に時限措置として海外子会社からアメリカ国内に還流してきた配当について85%の受取配当益金不算入を導入したところ、2500億ドルもの配当増加があったとする³⁴⁾。

投資先の決定というとまず思い浮かぶのはどこに企業を設立するかであるが、現実の課税繰延により、second order distortions（あえて直訳すれば二次的歪みとなろうか）が生じている、とも分析している。これは、例えば課税の軽い海外子会社に所得を溜め込ませるようなインセンティヴが働いて移転価格問題が深刻化するとか、海外に設立された企業からの次の投資先選択についての歪みが生じる、とかいった問題である。

もっとも、この米国報告書は課税繰延による歪みについて否定的なことばかり述べているという訳でもない。投資先決定が歪み外国直接投資が不相當に増えてしまえばそれだけアメリカ国内での投資が減ってしまい、それに伴ってアメリカ国内での雇用も削られてしまうという懸念が生じるのは不思議ではない。しかし、外国直接投資と国内投資とが選択の関係にあるの

か、一方をとれば他方が減る関係にあるのか、明らかではないという議論もこの米国報告書ではなされている。外国直接投資がアメリカ企業の輸出やアメリカ国内での雇用を奪っていると結論付けられるか、実証的には定かでないというのである。これは一見常識に反することであるが、外国直接投資により当該外国で需要が生まれアメリカ企業の輸出とアメリカ国内での雇用の増加に働く側面もありえるので、その効果も加味すると、外国直接投資の増加が国内投資や国内雇用の減少に繋がるとは言い切れないというのである³⁵⁾。

IV-4. TERRITORIAL SYSTEM（域内課税 方式：国外所得免税）

IV-4-1. 制度設計

海外子会社・海外支店の能動的な国外所得について免税とするのが基本方針である。免税となる配当は、アメリカ企業が海外子会社の10%以上を保有している場合である。

そうでない所得については受け取り時に課税するとしているので、完全な国外所得免税ではない³⁶⁾。この場合には外国税額控除制度の適用となる。また、Subpart Fルール（CFC税制）やPFICルールなどの租税回避対策規定も維持されるとする。

費用の配賦・配分（allocation and apportionment）については原則として現行ルールを維持するとする。従って、国外所得と関連付けられる費用は控除できないとされるし、外国税額控除の枠に影響することとなる。なお、研究実験費用については修正すべきとしているが、修正の内容については一様ではない³⁷⁾。

34) 但し、経産省報告書10頁は、この時限措置について否定的な評価をしている。

35) 今年に入ってからのアメリカに限らない世界的な激しい保護主義の嵐の前ではかき消されそうであるが、実際に興味深い議論である。

36) 元々完全な形の国外所得免税を採る制度はないといわれるが、これ自体は不思議なことではない。不思議なことではないが、非能動的事業所得については、実現主義によるロック・イン効果の弊害が残ってしまうということになるのであろうか。

IV-4-2. 経済分析

米国報告書では国外所得免税の提案について効率性の観点と競争力の観点で分析している。効率性の観点からは、様々な歪みを緩和するということと、様々な懸念が述べられている。第一に、企業の居住地決定の歪みが緩和されるとする。第二に、資金が国内に還流されることを阻害する効果が緩和されるとする。しかし、第三に、国外への資金の流出とそれに伴う国内製造拠点や国内雇用の喪失という懸念があるともいう。第四に、国外に資金が流出した場合には国内投資に要求される利益率が上昇してしまい一層国内投資が減少してしまうという懸念があるともいう。第五に、無形資産開発拠点が国外に流出してしまうという懸念もあるともいう。これは一見奇異に思われるが、国外からアメリカ国内に使用料を支払うとアメリカの課税が及ぶのに対し、国外から国外で使用料が支払われている限りはアメリカの課税が及ばないので、アメリカ国内で無形資産を開発してアメリカ企業が使用料を受け取るという事態を防ごうとするのではないかということである。第六に、「stateless income」創出（課税の真空問題）の懸念があるともいう。以上、様々な変化への期待・懸念が述べられているが、その他に、現

状のインセンティヴ構造から劇的には変化しないという見解もあると述べられている。こうした様々な見解を載せている点に、この米国報告書の論点整理としての性格が強く現れている。

次に、アメリカ系企業の競争力（competitive-ness)³⁸⁾の観点からも様々な分析が述べられている。まず、競争力の定義³⁹⁾であるが、アメリカに拠点を置く多国籍企業で外国に製造拠点を持つものが外国市場で競争する能力のことである、と定義している。例えば、業種別に見た場合に世界市場でアメリカ系のシェアが高い、という意味である⁴⁰⁾。米国報告書では、業種別に事情が異なるかもしれません、アメリカ系企業と押しなべて論ずることへの警告も強調されている。また、いかにも保護主義的な議論をしそうなところがしていないこともある。例えば、NFTC⁴¹⁾は必ずしも域内課税制度を推奨しているわけではない。また、競争力に関する実証データは示されてないという冷静な指摘もある。ここにも論点整理としての性格が現れている。

IV-4-3. 域内課税制度によって惹起される問題

従来の域内課税制度推奨論は、制度の簡素化

37) JCT (joint committee on taxation) の案では、国外研究実験費用を、使用料部分・CFC利得部分・その他国外所得部分に配賦すべきであるという。Reform Panelの案では、国内研究実験費用を、国外免税所得に割り当てないようすべきであるという。

38) 日本の標準的な経済学者は「競争力」という語の使用を避けていると見受けられるし、経産省報告書でも（委員は、青山・一高の二法律学者委員以外、実務家であるにもかかわらず）「競争力」は強調されていない。現在の経済学の本家本元ともいべきアメリカの報告書で「競争力」という言葉がここまで強調されることについて、違和感を感じえない。本稿V-5-5参照。

39) 「競争力」という言葉の意味内容が不明瞭であると難じられることが多い中、一応の定義をしようとする姿勢は評価されよう。

40) この定義に則ると、例えば、アメリカ市場で日本車のシェアが高まってきたことについては、日系自動車製造企業の競争力が高いということとなる。しかし、これが日本人全体にとって良いことであるのか、何となく良さそうな気もするが良いと言い切れるか定かではない。アメリカ市場で売られる自動車の生産がアメリカで行われていれば単にアメリカの労働者の利益になっているだけかもしれない。米国報告書のこの定義に関し、（自動車に限らないが）「アメリカ製のシェアが高まればアメリカ製は信頼できる、日本製のシェアが高ければ日本製は信頼できる、といった外部経済があるかもしれない」という興味深い意見を研究会で伺ったが、まだ自分で整理しきれていないということをお詫び申し上げる。

41) National Foreign Trade Council, Inc., The NFTC's Report on Territorial Taxation, 27 Tax Notes International 687 (Aug. 5, 2002); 浅妻・註33参照。

などを喧伝する嫌いがあつたが、この米国報告書では域内課税制度によって惹起される様々な問題が整理されている。

まず、海外子会社の利益が課税されないのであるから、国外に利益を移転するインセンティヴが増大してしまうであろう、と論じられている。利益移転の実証についても論じられる。また、無形資産を活用して所得源泉を移すことについても研究の必要性を指摘している。

費用の配賦・配分についてであるが、これまで見てきたように費用が国内のものとされるか国外のものとされるかは、外国税額控除の枠に与える影響が大きい。域内課税制度に移行するとしても外国税額控除がなくなる訳ではないので、費用の配賦・配分は依然として問題であり続ける。また、企業グループ内の使用料（外国税額控除で課税される）を配当（域内課税制度で課税されない）に性質転換するインセンティヴが増大してしまうであろう、とも指摘する。

域内課税制度により免税とされるためには、外国で課税済みでなければならない、とする要件も必要とされる。これはいわゆる“stateless income”への対策である。

基本的に配当のみが免税とされるので、所得分類問題が激化することも予想される。この点に関し、アメリカ企業が受け取る使用料や利子についても免税とすべきだという意見も載せられている。すなわち、アメリカ企業が受け取る使用料だけ課税されるのでは研究開発活動が国内で空洞化する懸念があるというのである。しかし、これにも対立する意見がある。国内で研究をした場合、研究費がアメリカ企業の所得から控除されるのであるから、その費用に対応する使用料収入に対して課税しないわけにはいかない、というのである。更に、海外子会社株式を譲渡した場合のキャピタルゲインについても、免税とすべきという意見とそうでないとする意見がある。これは、キャピタルゲインを想起する時に、過去の利益の積み立てに着目するか、将来キャッシュフローの割引現在価値に着目するか、といったことで変わってきている。

海外でのパートナーシップ等の扱いについては、パススルー扱いするというものと法人扱いするというものと、両方がありうる、とする。

域内課税制度による簡素化についてであるが、外国税額控除制度が簡素化するという利点とSubpart Fルールの下でみなし配当ルールが不要となるという利点が述べられている。しかしこれらの利点についても簡素化の恩恵はさほど見込めないという見解も載せられている。更に、費用配賦問題が重大化すること、海外支店と海外子会社とを等しく扱うための問題、所得の性質転換問題など、簡素化とは逆の懸念も示されている。

また、域内課税制度に移行するには中間的な移行措置も導入すべきということになるであろうが、それについても様々な懸念が論じられている。

IV-5. FULL INCLUSION SYSTEM（完全合算課税：繰延なき全世界所得課税）

IV-5-1. メカニズム

full inclusion system（完全合算課税）とは、海外子会社が得た利益についての現状の課税繰延を排し、原則として海外子会社の利益についても発生時点でアメリカ企業に課税しようとするものである。こちらは域内課税制度と違い基本的なメカニズムとして三形態が論じられている。パススルー課税、連結納税、Subpart Fルールである。

第一に、パススルー課税のメカニズムで繰延を排し完全合算とするというのは、パートナーシップに適用されるSubchapter Kを海外子会社にも適用しようというものである。海外のentityの所得・譲渡益・費用・損失といった属性を構成員たる株主（すなわちアメリカ企業）にフロー・スルーさせて株主に課税するというのが基本的なアイデアとなる。なお、難解と評判のパートナーシップ課税でも特に難解なbasis調整の問題がある。基本的には、アメリカ企業が海外子会社から分配を受けなくてもフロー・スルーの課税を受け、その課税の分だけ持分の

basisを調整し、実際に分配を受けたときにはその調整後のbasisを越える部分についてのみ課税する、ということとなる。海外子会社からの配当を待って課税するということではないので間接外国税額控除は不要となる。なお、少數派株主については問題が生じるとも論じる。

第二は、アメリカ企業の連結納税制度⁴²⁾に海外子会社も含めるというものである。連結納税制度の適用範囲として海外子会社の持株割合をどう設計するかについては、80%・50%・10%など複数の考えが示されている。連結納税制度でも効果としてはパススルーに近いといえるが、パートナーシップ扱いとの違いも幾つかある。まず、連結納税制度下ならば海外子会社の損失をアメリカ企業が利用できるということになる。次に、パートナーシップ扱いについてはアメリカの法人株主のみならず理屈の上では個人株主も対象に含められるが、連結納税制度ならばアメリカの法人株主のみが人的対象となる。また、間接外国税額控除の必要性は残る。

第三は、Subpart Fルール（CFC税制）の拡張である⁴³⁾。現在は租税回避対策として制度が設計されているので適用対象が限定されているが、その限定を外して、全てのCFC（被支配外国法人）からアメリカ所在の株主に分配がなされたものと想定して合算課税をする、というのが基本的アイデアである。現在は主に受動的とされるsubpart F所得と適用対象外となるnon-subpart F所得との区別に依拠しているが、完全合算課税制度の下では全てみなし配当として課税するということになる。そして、海外子会社からアメリカの株主に実際に分配されたと

きには、課税済みの利益に由来する部分の分配と課税済みでない利益に由来する部分の分配とを区別し、後者についてのみ改めて課税することとなる。また、支配要件に関し、ある海外子会社の50%超を複数のアメリカ株主合計で有している場合に、当該子会社の10%以上を有している株主に対し合算課税をするというのが現行制度のつくりであるが、この50%基準・10%基準を25%基準・10%基準に変えることも論じられている。支配要件を満たさない非CFC（非被支配法人ということになる）については分配時に課税することとなるので、課税線延排除が完全になるわけではない。また、PFICルールは維持すべきとも論じている。

IV-5-2. 経済分析

ここでも効率性の観点と競争力の観点から分析がなされている。

効率性の観点からは、域内課税制度と同様、資金を国内に還流する際の阻害要因が除去され、投資先選択についても中立的となるとしている。資本輸出中立性の理想形であるから当然ともいえる。もっとも、外国税額控除枠超過部分がある企業にとっては低課税国への投資というインセンティヴがなくなるわけではないとも論じている。域内課税制度と異なり、法人の居住地決定には大きな影響があるので、居住地の決定基準を変革する必要があるとも論じている。

競争力の観点からは、一般的には租税負担が増えてしまうことを懸念し、合わせて税率を下げるべきであると提唱している⁴⁴⁾。

42) ある国が他の子会社も連結納税制度に組み込もうとする際、国ごとの会計制度の違いという障害が強調されることがあるが、この米国報告書ではありませんその問題が論じられていない。

43) 租税条約との関係についての記述は見当たらない。CFC税制が租税条約に違反するとしたフランス国務院の判断（Schneider case, Conseil d'Éta, 28 juin 2002, No 232 276, Revue de Jurisprudence Fiscale, 10/02, No 1080, pp. 786-789; Revue de Droit Fiscal, 2002, No 28, p. 1029; 4 International Tax Law Reports 1077-1130）を米国報告書に関わった人の全員が知らなかつたとは到底考えられない。また、域内課税・完全合算課税の両方に目配りし様々な論点を公平に取り上げているこの米国報告書の性格からして、意図的に特定の論点を握り潰すような圧力が働いたとも考えにくい。外国の裁判所における判断がどうであれ、アメリカではCFC税制が租税条約に違反する可能性については論じる価値すらない、と考えられていたのであろうか？

IV-5-3. 完全合算課税によって惹起される問題

域内課税制度提案と同様、様々な問題の可能性が丁寧に論じられている。

完全合算課税の大きな利点は、海外子会社に利益を帰属させてもアメリカの税率で課税されるのであるから、利益移転をするインセンティヴが大幅に減少することである。移転価格が現下の国際税制における最大の問題であり、このメリットは大きいであろう。もっとも、利益移転のインセンティヴが完全になくなるわけではなく（外国税額控除の問題があるので）、また国家間での移転価格紛争が引き続き存在するということも正当に指摘している。

外国税額控除については、cross-crediting（控除余裕枠の彼此流用）について厳しくすべきであるという意見と緩くすべきであるという意見が両方載せられている。

国外で生じた損失の扱いについては、公正・

公平・組織形態選択中立性の観点から損失の利用を認めるべきであるという意見が示されている。完全合算課税の基本的メカニズムは三形態あると述べたが、三形態の違いは国外損失をどこまで利用できるかという点に大きく現れる。

配当がなされたものとみなして課税すると考える場合、實際には配当政策を支配できない少數派株主についても合算課税の適用が許されるのかという問題も議論されている。また、個人株主にも適用すべきかということも議論されている。

簡素化について、従来は域内課税推奨論者が強く主張する傾向にあったと見受けられるが、この米国報告書では、完全合算課税制度も現状より際立った簡素化が可能であると論じている。Subpart Fルールが簡素化する、外国税額控除が簡素化する、利益移転の減少、等による。

V. 考察

V-1. 問題の基本構造：課税繰延とロック・イン効果

英日米の報告書を踏まえ、本稿 I-5 でも予告したところであるが、国外利益課税・非課税の議論と課税繰延及びロック・イン効果に関する議論との類似性を改めて先ず整理する。

従来、キャピタルゲインについて実現主義で課税するとロック・イン効果が生じてしまうことに関し、時価主義で毎年含み益に課税しておけば（これは包括的所得概念に忠実な課税である）、キャピタルゲイン課税がロック・イン効果をもたらすことはない、ということが（現実

的な方策として見られることはあまり無かったと思われるが）理屈の上では理解してきたと思われる。

これを海外子会社からの配当に当てはめると、海外での所得についての毎年日本の税率で課税していれば（これは資本輸出中立性・時価主義に忠実な課税に近いといえる）、海外子会社を通じて稼いだ所得をどこに投資するかについての決断について日本の課税が影響を及ぼすことはない、ということになる。

しかし、前者の国内租税政策論に関し、理屈の上で時価主義課税を徹底するならば問題が解

44) この観点から法人税率を下げた場合、法人と個人の最高税率との間の税率格差が拡大し、法人税については様々な問題が緩和するとしても、法人と個人との間の所得帰属判定を巡る問題が激化するのではないか、という懸念が思い浮かぶ。しかしこの問題について米国報告書がどう考えているかは伺えない。

決することは理解されても、実際には国内租税政策論において時価主義課税は無理であるとされる。他方、後者の国際租税政策論に関しては毎年親会社居住地国で課税すれば良いということが眞面目に議論されている（アメリカの例）。が、国内課税問題で時価主義は無理とされながら、国際課税問題において時価主義に近づけることが可能であることを前提とするかのような議論の運びに、違和感が残る。

以下、まず、経産省報告書の内容についての検討をする（本稿V-2）。次いでCFC税制（タックスヘイヴン対策税制）との関係を整理し（本稿V-3）、国内租税政策論と国際租税政策論との異同を整理（本稿V-4）した上で、経産省報告書に限られない国際租税政策論の今後を整理する（本稿V-5）。

V-2. 経産省報告書についての検討

V-2-1. 国内投資が増えるか

経産省報告書が念頭に置いているのは、【海外子会社に留保】vs.【国内還流】の選択についての中立性である。これに関し、【国内還流】vs.【別の国への再投資】の選択についての中立性はどうであるのか、という疑問が湧く。使途を国内投資に限定するならば、新たな資本輸出中立性阻害要因となる恐れがある⁴⁵⁾。一方、経産省報告書では使途無限定を志向しているようであるが、使途無限定ならば中立的となるものの今度は国内研究開発と国内雇用に資金が向けられるか不明であるという難点が発生する。

この点に関連して、アメリカの域内課税制度提案については、国内投資が減るという懸念も

示されており、また、国内での研究実験が空洞化するという懸念も論じられている。この懸念に対応しようとすれば、研究開発費用についての優遇を競うという租税競争が激化するかもしれない⁴⁶⁾、アメリカに限らず英日米といった大国が税率引下競争を率先することとなってしまえば、恐ろしい事態を招きかねない。

V-2-2. 租税回避対策

CFC税制（タックスヘイヴン対策税制・外国子会社合算課税）を能動的所得・受動的所得の性質に応じたものに作り替えるべきか、という議論はなされているが、entity approachでもtransactional approachでも、課税の手が及びすぎる・課税の手が及ばなすぎるということは、どちらも出てくるであろうと予想される⁴⁷⁾。アプローチの違い自体から過度に改善を期待することはできないと思われる⁴⁸⁾。

その他の問題として、日本が寧ろタックスヘイヴン化してしまう恐れはないか、というものがある。とりわけ、海外子会社から国内親会社に配当されたものが使途無限定で非課税とされた場合、日本親会社を中継点として、海外子会社→国内親会社→別の外国法人といった利益移転がなされてしまうかもしれない。非課税とするための使途を限定するとした場合、外国法人への利益移転を若干難しくすることはできるかもしれないが、報告義務をどうかすのかという問題や金銭の代替性から使途を特定できるのかという問題が浮上すると考えられる。

何らかの形で日本親会社を中継点として別の外国法人への利益移転が横行してしまうとして、これは、日本の税収を直撃する問題ではな

45) むしろ伝統的な国家中立性（National Neutrality）の観点からは正当化されるかもしれないが。

46) 研究開発に対する優遇を各国が措置しているという現状は既に租税競争に入ってしまっていることを意味するのかもしれない。

47) 浅妻章如「CFC税制（タックス・ヘイヴン対策税制）の適用除外要件についての一考察」税務弘報56巻2号121-130頁（2008.2）。

48) 個人的な見解として現行法の解釈でも上手く解釈すればそれなりに妥当な結論を導く余地はあると思っている（浅妻註47参照）が、日本の裁判所は現行のCFC税制（タックスヘイヴン対策税制）の適用除外規定の解釈について、課税逃れの懸念を若干強めに抱いている傾向があるように見受けられる。

いかもしれないが、租税競争悪化などの形で間接的に世界的な国際租税政策の選択の余地を狭める方向に働いてしまうかもしれない。外国の関係会社から日本法人を経由して別の外国の関係会社へと利益移転が図られる場合、あまりに濫用的である場合には契約等の認否を柔軟にするなど、何らかの工夫が要るかもしれない。

V-2-3. CFC税制（タックスヘイヴン対策税制）と租税条約との関係

経産省報告書のいうとおり海外子会社からの配当を非課税にしたとすると、国内親会社に配当された本来の利益移転の状態についての課税であるから条約違反でない、としていた東京地裁判決⁴⁹⁾の論理構成を前提とした場合、国内親会社に配当されても非課税なのだからCFC税制（タックスヘイヴン対策税制）で課税することは本来の利益移転の状態を擬制した課税という筋が通らなくなる。

そうするとCFC税制（タックスヘイヴン対策税制）を作り替える必要がでてくるかもしれないが、経産省報告書で論じられているのはentity approachをtransactional approachにするかどうかということであって、租税条約違反か否かの論点と直接的に関係するものではない。

私は、東京地裁判決が当時の世界最高水準での知恵を絞って誠実に書かれたものであると思っているが、その論理構成について若干の補足が必要と考えている⁵⁰⁾。この補足が受け入れられるならば、海外子会社からの配当が非課税となつてもCFC税制（タックスヘイヴン対策税制）と租税条約との関係で心配することはないと思はれているが、この補足が受け入れられ

れる保証はないため今後詰めていく必要がある。

V-3. 租税回避対策とCFC税制（タックスヘイヴン対策税制）

国外利益（及びそこからの配当）への課税・非課税を論ずる際、CFC税制（タックスヘイヴン対策税制）の法律論としての可否⁵¹⁾とは別に、政策論上の位置づけについて考察する必要がある。

V-3-1. 課税繰延否定という手法ながら課税繰延自体が対象ではないという柔軟さ

国外利益（及びそこからの配当）への課税の手を緩めることで企業の自由度を高めるといつても野放図に認めることはできない。問題は、何を以って株主の居住地国が課税すべき事態を考えるかである。

仮に課税繰延自体を敵視しないとすれば、課税すべき事態とは、課税繰延そのものが株主たる納税者にとって利益ではなくとも（思考実験的ではあるが、仮に利子率が0の場合、理屈の上では課税繰延は納税者に利益をもたらさない）海外子会社に所得が帰属するという形式が濫用的であるためにこれを否定すべき事態ということになろう。

では何が濫用なのであろうか。租税回避は、契約等の仕組み方が法律的に技巧であることなどの形式面が注目されることが多いが、それが問題の本質なのであろうか。確かに、CFC税制（タックスヘイヴン対策税制）が作られたとき、法人税法11条（取引が内国株主に帰属するか外国子会社に帰属するかの問題）では対処

49) いわゆるグラクソ事件・東京地判平成19年3月29日平成16（行ウ）170、東京高判平成19年11月1日平成19年（行コ）148号。なお、東京地裁は、フランスの国外所得免税を仮日の違いの理由として挙げていたが、フランス国務院判決文自体からは、国外所得免税を理由としているかどうかについて、不分明である。

50) 浅妻章如「CFC税制（タックスヘイヴン対策税制）が租税条約に違反しないとした東京地判平成19年3月29日の評釈補足」立教法学76号164頁（2009.3）。この補足とは要するに、本来の利益移転というものを考えるまでもなく国内株主に潜在的に生じている所得に対して課税することは条約の規律の対象外というものであるが、この理屈の詰めは本稿の課題から逸れるので深入りは避ける。

51) 本稿V-2-3。

できない事態に対処するために立法するという意図が存在していた。この立法経緯を否定する訳ではないが、手法は課税繰延の否定という穩当なもの⁵²⁾にとどまり、契約を否認するような規定ではない。法人税法11条の限界が出発点であったという歴史を踏まえてもなお、それだけがCFC税制（タックスヘイヴン対策税制）で対処すべき問題であるとは限らない。

租税回避の経済的内容を考えるに、取引の帰属の恣意的な操作の他、所得源泉や所得配分など複数の要素があると考えられる。そしてそれぞれの要素ごとの租税回避対策規定では対処できない事態であっても、課税繰延の否定という形で複数の要素が絡んだ納税者の恣意的な操作に対処することができるという点にCFC税制（タックスヘイヴン対策税制）の利点があると考えられる⁵³⁾。

他方で、外国で課税されていない所得があるとしてそれは課税すべきなのか、という問題がある。stateless incomeの発生自体が問題なのかと考えるに、課税時期の問題という観点から考えれば、海外でどのような課税が行なわれたかということは株主居住地国において株主に課税するにふさわしいタイミングになったか否か（所得が実現したと見るべきか否か）という政策判断に直接的に影響する事柄とは考え難い。stateless incomeを放置すれば海外子会社に利益を移転する誘因が増加するであろうが、もしこの誘因が問題であるとすると、stateless incomeの発生自体が問題であるというよりも誘因の排除という間接的な問題ということになるであろうか⁵⁴⁾。

租税回避の複数の要素が絡んでいても課税繰延の否定という形で対処できる一方、外国での

課税が軽いことが必然的に悪であるということにもならないので直ちに課税せよということにもならない。課税繰延を否定するだけという穩当な制度の仕組みは、課税対象（或いは課税除外の対象）を柔軟に設計することを可能にしていると思われる。

V－3－2. CFC税制（タックスヘイヴン対策税制）の今後

国外利益を非課税とする場合にせよ、米国報告書の一方のように完全合算課税制度を志向するにせよ、今後のCFC税制（タックスヘイヴン対策税制）の位置付けは重要な問題となると予想される。

本稿は、CFC税制（タックスヘイヴン対策税制）が法的に可能であるかという論点については深入りしない⁵⁵⁾。これについては現在様々な判例・意見の対立があるが、本稿は、米国報告書が恐らく前提としているところ、CFC税制（タックスヘイヴン対策税制）の適用範囲を縮小・拡張するについて法律論としては制約がないという前提である。

法律論としては可能であるという前提であっても、直ちに政策論としても望ましい課税であるということまで意味するものではない。むしろ政策論としては、米国報告書の完全合算課税のように、租税回避的であるか否かを問わずとにかく時価主義に近づけるために合算課税の対象とすべきであるという一方の極にも走りやすいし、企業の経営の自由度を重視する立場からはよほどのことがない限り合算課税の適用対象からは除外すべきであるという他方の極に走りやすい。

どちらか極端な方が、少なくとも制度趣旨を

52) ここは論争のあるところであるが、本稿は、この課税繰延の否定という手法が、国際法違反や条約違反の問題を起こしにくくしているとの理解を前提としている。

53) 参照：浅妻章如「国際的租税回避——タックス・ヘイヴン対策税制（CFC税制）について——」金子宏喜寿記念『租税法の基本問題』629頁（有斐閣、2007）。

54) 或いは、域内課税制度の伝統があるヨーロッパ諸国でも外国で課税されなかった所得については自国で課税すべきと概ね考えられていることから、課税の協調の問題と捉えるべきなのかもしれない。

55) 例外的に本稿V－2－3。

明らかにすることにはなる。しかし、研究者にとっての制度趣旨の明らかさが現実に資するとは限らない（これは、理解・議論のしやすさに傾きがちな自分への戒め、という要素が濃い）。妥協点は中庸にあるのであろう。

現状の日本のCFC税制（タックスヘイヴン対策税制）については、制度の作りとしても解釈のされ方としても、若干租税回避を恐れるあまり課税範囲が不適切に広がりすぎている嫌いがあるのではないか、という懸念がある。どのような事態が租税回避的として合算課税の適用対象とされるべきかという範囲の問題につき、課税当局と納税者との間で多少の温度差が生じるであろうことは否めないと思われるが、その差を埋めるようなフォーラムは充実した方がよからう。

次に、将来のCFC税制（タックスヘイヴン対策税制）のあり方についてであるが、（完全合算課税の理論としての美しさはとりあえず撇くとして）海外子会社からの配当を非課税とする場合、軽課税国所在の子会社に所得があること自体は日本の税収を侵食するものではないということが今まで以上に強調されていくこととなろう。また、経営の自由度を高めるという経産省報告書の考え方からすると、少なくとも海外関連会社間での配当については、合算課税をすべき度合いが著しく小さいものとされよう。

すると、今後の問題の中心は、支払者の手元で費用控除される形での支払についての受領者（それが日本法人であれ海外関連会社であれ）の元における課税の扱い方と、合算課税の発動条件とのすり合わせとなると思われる。

V-4. 国内租税政策論の国際租税政策論への応用

ここでは国内租税政策論における幾つかの課

税時期の問題（主に課税繰延措置）を探り上げ、それと国外利益（及びそこからの配当）への課税・非課税の問題とのリンクを整理する。

V-4-1. キャピタルゲイン課税

包括的所得概念の理想に照らせば、キャピタルゲインに時価主義で課税すべきであるが、現実は実現主義である。

ロック・イン効果対策として、幾つかの課税繰延措置が講じられる。たとえば日本の所得税法59条は同種固定資産の交換について繰り延べとしている。類似の規定は英国やアメリカにもある⁵⁶⁾。

この議論を国外事業所得非課税に応用できるかというと、そのままではもちろん難しい。同種固定資産交換については、交換という法形式が重視されることが多く、同種資産への再投資でも課税繰延を認めてよいではないかという議論は特別措置としてしか正当化されにくい傾向がある⁵⁷⁾。

V-4-2. 組織再編税制

組織再編税制では「投資の継続性」があるから課税繰延してよいと説かれるのが通例である。

そこでいう「投資の継続性」の基準をそのまま国際税制問題に当てはめると、海外子会社からの配当について課税繰延の正当化が許される場面は極めて少ないと思われる。海外からの配当が国内投資に使われる場合は、むしろ投資の継続性なしとして課税適状にあるという議論になりかねない。

海外子会社からの配当について非課税とするのは、「投資の継続性」の基準よりももっと広い基準であると考えざるをえない。これは、経産省報告書でも言っていた通り、経営の自由

56) 参照：浅妻章如「[付論] 英国：事業資産買換救済、米国：同種交換」海外住宅・不動産税制研究会編著『欧米4か国におけるキャピタルゲイン課税制度の現状と評価』121-164頁（日本住宅総合センター、2008）；阿部雪子「固定資産の交換の特例—アメリカ連邦所得税制における同種資産の交換規定との比較法の考察」拓殖大学経営経理研究77号63頁（2006.3）等。

57) 但し英国では買換えも許容している。註56)。

度を高めるという観点となろう。極論をすれば、再投資している限り課税繰延で構わないという投資即時控除・消費税化である。これは、国際租税政策論としては踏み込みすぎであるが、逆にいえば国際税制問題が所得・消費の捉え方に影響しうるとの評価も出てきえよう。

V-4-3. NPO課税

NPO課税優遇の理由の一つとして、資本形成・成長の促進ということが言われる⁵⁸⁾。現状のNPO課税制度は、掲記された33事業に該当するかどうかが問われているが、これと資本形成・成長の促進ということとは直接的には関連していない。現状のNPO課税制度の理解の難しさは、何のためにNPOを優遇するか（それは必ずしも資本形成・成長の促進に限ったものではないかもしれないが）と、何を基準として優遇の対象を決めるかとの間で、反りが合っていないことにもよるであろう。

NPOを優遇する際、本来は収入源よりも使途⁵⁹⁾による優遇が重要ではないか⁶⁰⁾という問題を論じたことがあるが⁶¹⁾、現状の所得に着目した税制の下ではなかなか使途による区別は難しいという難点がある。この難点は、海外子会社からのどの所得を非課税とするか、という問題とも共通性を有すると考えられる。従って、NPO課税問題もまた、国内租税政策特有の問題ではなく、国際税制等への大きな広がりを持ちうるものであると思われる。

V-4-4. 知的財産開発投資

知的財産開発は課税繰延の効果を持つことがある。知的財産開発投資は控除が認められることが多い一方で、当該知的財産が利益をもたらすのは後の年度であるなどの場合である。

ここで、課税繰延自体に対処しなければならないかというと、そのように考えることは少なかったのではないかと思われる。つまり国内ではあまり問題視されてこなかったのではなかろうか。無論、課税繰延が認められ、知的財産開発投資が非中立的に増えすぎるという効率性の問題があったかもしれないが、知的財産に関しては一方で外部性も強調されるため、知的財産開発投資の過大さが問題となったとは言い切れない。

むしろ重要とされてきたのは、アメリカで開発された知的財産が低評価時に外国に移転してしまう、といった事態への対策であった。これは移転価格や所得源泉（所得の地理的割り当て）の観点から問題にしているということになる。

こうした事情からは、課税が遅れることのまづさは、課税繰延自体の悪性（国家が繰延税額分を無償融資しているに等しいといった経済的内実）というよりも、その他の問題（前記では移転価格や所得源泉の問題）と結びつきかねないことにある、ということが伺える。課税繰延が別の問題に繋がりうる場合には早目に課税する必要があるかもしれない一方、別の問題に繋

58) 参照：Henry Hansmann, The Rationale for Exempting Nonprofit Organization from Corporate Income Taxation, 91 Yale Law Journal 54 (1981).

59) 33事業の所得でもNPO本来の目的のための寄附ならば課税が猶予される。公益法人税制に関するみなし寄附金の損金算入について、参照、金子宏「新公益法人制度に実をもたせる公益法人税制の改革」都市問題99巻12号62-71頁（2008.12）、67頁。なお、金子論文同頁では収益事業課税についての「競争中立性の考え方」と、みなし寄附金損金算入による「公益目的活動の増進」とが対立しているという構図で捉えているかのようであるが、（収益事業活動にかかる実効税率の違いが競争中立性を害すか自体についても違和感が残る上に、）みなし寄附金は収益事業のためではなく公益活動のために使われているので競争中立性を害さない、と考える余地もあるのではないか、とも思われる。

60) 元々の保有者の支配力に着目している藤谷武史「非営利公益団体課税の機能的分析（1-4・完）——政策税制の租税法的考察——」国家学会雑誌117巻11・12号1021頁、118巻1・2号1頁、3・4号220頁、5・6号487頁（2004-2005）とは視点がずれてしまっているが。

61) 参照：浅妻章如「租税判例研究会 宗教法人のペット葬祭事業が収益事業に該当するとした事例 名古屋地裁平成17年3月24日判決」ジュリスト1328号162頁（2007年2月15日）。

がりにいく場合には課税繰延そのものは或る程度放置しても構わない、といった含意を見出せないであろうか。

V-4-5. 小括

従来の国内租税政策における課税繰延措置は、比較的適用範囲が狭いことが多く（その範囲の広狭については執行の問題なども絡むであろうから仕方ない面もある）、国外利益（及びそこからの配当）への非課税を直ちに根拠付けるものとは言いがたい。国外利益（からの配当への）非課税という課税繰延策を採るとすると、ロック・イン効果対策といえども従来の国内租税政策論の類推からは一歩踏み込んだ根拠（それは現在のところ企業の自由度の確保といった説明となろう）が求められることとなる。しかし、国内においても課税繰延自体が問題視されている訳ではない状況もあることから、国際租税政策としても課税繰延自体が直ちに悪ということではない、ともいいえよう。

V-5. 経産省報告書に限らない今後の見通し V-5-1. 資本輸出中立性信仰への懐疑

本款の見出しがやや刺激的になってしまったが、資本輸出中立性単体についての懐疑というよりも、包括的所得概念・時価主義を前提とした資本輸出中立性・全世界所得課税・外国税額控除のセットについて、若干の懐疑がある。それは、前述の通り、国内租税政策論において時価主義課税が無理とされているのに、なぜ国際租税政策論では時価主義への接近を前提とする資本輸出中立性がありがたがられるのか、という疑問である。

時価主義への接近は勿論理想の一つではある。しかし、国際課税について主に問題となるのは法人税である。個人レベルで時価主義課税

を徹底できないばかりでなくそもそも時価主義に近づけることへの民意の支持も少ない⁶²⁾と見受けられるなかで、国際税制に関する法人レベルの課税で時価主義課税を徹底することは、意義が（ないとまではいわないが）小さいのではなかろうか。ロック・イン効果対策が強調されることなどからも、公平より⁶³⁾中立性・効率性の観点を重視して考えていくことになるのではないかと思われる。

効率性の観点から資本輸出中立性が説かれてきたのに、今更何をと感じるかもしれない。しかし、これに関し、青山・前掲註8の問題把握は実に興味深い。青山は、各国の税率があまり違わない状況においては、全世界所得課税でも域内課税でも大した問題は生じてこなかったが、全世界所得課税を採る国の税率が高い現状で問題が顕在化した、という状況把握をしている。税率が違わなければ制度の違いは重要でないということは従来の経済理論でも言われてきたことであるが、問題は税率が異なる現在である。経済理論ではむしろ税率が異なる状況⁶⁴⁾を想定しながら、資本輸出中立性・資本輸入中立性を比較してきた。そして、税率が国によって異なる場合でも、資本の投下先決定を歪めないという資本輸出中立性の方が、資本の供給（消費と貯蓄との選択）を歪めないという資本輸入中立性よりも重要性が高いと論じ、国外所得免税よりも外国税額控除を推奨する、という論理の筋が定説であった。しかし、青山の状況把握は、税率が違うと外国税額控除でもやはり問題が生ずる、というものである。

【青山の状況把握は、資本輸出中立性・外国税額控除の組み合わせの優位性を損なうものではない】という反駁は論理的に可能であるかもしれない。時価主義を徹底すれば、税率が国ごとに違っていても、資本輸出中立性・外国税額

62) 参照：浅妻・前掲註2。例えば、固定資産交換に係る課税繰延は、臨時の措置として導入されたが、むしろ人々の所得の感じ方にも影響されているのかもしれない。また、課税繰延の恩恵を排除しようとするならば、利子税の賦課など一応の対策がないわけではないが、そういう時価主義への接近は人々にとって理想とされていくか疑わしい。

63) 【法人課税を通じた課税の公平】を軽視、という議論が国民に直ちに受け入れられるかは定かでないが。

控除の組み合わせが有効に機能すると考えられるのであり、完全合算課税の提案は正にその筋に沿ったものであるからである。しかし、時価主義を徹底できる訳ではないので、青山の状況把握がおかしいということにはやはりならないと思われる。

また、資本輸出中立性・外国税額控除が効率的であるという議論は定説といってよいと思われるが、様々な論文で、国の大さや課税繰延や様々な考慮要素を取り込むと、外国税額控除が効率的であるという結論が導かれる場合も国外所得免税が効率的であるという結論が導かれる場合もあり、一様ではない⁶⁵⁾。更に、資本輸出中立性・国家中立性は国外・国内投資の代替性を前提とするが、両投資の選択肢は代替的なものではなくむしろ補完的な関係にあるかもしれない、という米国報告書内の議論も興味深い。

以上の議論は、資本輸出中立性が間違っているなどといおうとするものではない。理屈としてはこの上なく筋が通っている。国際税制の基礎を学ぶ際の道標としては有用であろう。しかしモデルの美しさが現実世界の説明となるかは不明である。本格的に経済学を修得していない私のような租税法律家にとっては、資本輸出中立性くらいのモデルが理解しやすいので信じてしまっている、という部分がなかろうか、という懸念が浮かぶのである。

V-5-2. 理念型

現行の国際租税政策（海外子会社から国内親会社への配当に対して課税）は、包括的所得概念と実現主義の組み合わせの悪影響としての

ロック・イン効果の典型といえる。対策の理念型としては次のようになろう。

時価主義の徹底

→国内：法人も組合方式課税または株式時価主義課税

国際：完全合算制度により歪みを除去
共通点：執行・納税協力の煩雑さ

実現主義の徹底

→国内：投資即時控除・法人税廃止
国際：国外所得免税（ただし個人は別論）
共通点：租税回避対策の整備

以上は勿論理念型にとどまる。現実の制度論はこの中間である。

どちらの極であれ、理屈としては綺麗になる。資本輸出中立性も理屈の上では筋が通っている。しかし、筋が通っているものの中で選択肢の一つであるにすぎない、ともいえるのではなかろうか。更に、現実の制度はどうしても両極の中間にならざるをえないため、一層、資本輸出中立性を神聖視せずモデルの一つにすぎないと位置づけることになると思われる。

V-5-3. 時価主義志向に拘る意義の存否

ロック・イン効果対策という視点からは、完全合算（full inclusion）も域内課税（territorial）もともにロック・イン効果対策といえる。ここで、時価主義に近づけるべきであるということになるであろうか。

究極の包括的所得概念・時価主義課税は、個人レベルで累進課税ができる場合に最も意味を持つ。しかし、現実問題として国際取引に関し

64) なお、細かい話となってしまうが、税率をどう把握するかも難しい問題である。外国税額控除の場合、内国税率(t_N)・外国税率(t_G)のうち高い方が当てはまる、というのが従来の説明である。しかし、内国税率 $t_N <$ 外国税率 t_G の場合はともかく、内国税率 $t_N >$ 外国税率 t_G の場合はそうならない、というのが現行税制下での課税繰延についての議論である。繰延を考慮した実効税率(t_K)は内国税率 t_N より低くなってしまうため、投資の歪みなどが生じることが懸念されている。すなわち税率は二種類ではなく $t_N > t_K > t_G$ という三種類となる。
完全合算課税ならば繰延実効税率 t_K は存在しなくなる。しかし少数派株主についても完全合算課税が適用されることにはさうであるため、どうしても繰延実効税率 t_K は残るのでないか、という懸念もある。

65) 参照：浅妻・註4。

個人レベルで累進課税を施すのは無理である。他方で、課税を遅らせることを徹底しすぎることにも無理がある。

現実が両極の中間にある以上どうしても課税繰延問題は生じてしまう。課税繰延が恩恵か否かはどちらをベースラインと考えるかに依存する議論であるが、どちらがベースラインであるかに拘るよりも、課税上の扱いに違いがある（線引きがある）こと、およびその違いを納税者が利用しやすいか否かの方が、効率性・死荷重損失の観点からは重要であるとされる⁶⁶⁾。

課税繰延自体が悪かどうかではなく、国外投資について課税繰延が認められることによる納税者の行動の変化が重要であるということとされよう。この点、伝統的には、資本が外国に流出し国家所得（national income）が減ることが問題であるとされてきた（国家中立性 national neutrality の視点）。しかしこの点に関し、米国報告書では、アメリカ企業が国外投資を行うことがアメリカ国内での資本・雇用の喪失に繋がっているかは明らかでない（むしろ国外投資が補完的に働く可能性もある）とされており、国家中立性の議論がどこまで妥当するかは疑わしい。また、日本が戦後復興の中で海外投資阻害要因を除去しようとしてきたこと（これは伝統的な国家中立性の視点からすると日本国民の厚生を下げる）が、日本国民の厚生に悪影響をもたらしたとは考えにくい。

そして、やはり米国報告書の中で論じられているが、従来の議論がnetで資本輸出となるか資本輸入となるかを念頭に置いてきたのに対し、現実世界では資本輸出と資本輸入とが併存している。これは、資本が一様ではなく、個々の資本に特性⁶⁷⁾があることを示す。

こうしたことを考え合わせると、資本輸出中立性のモデルとしての美しさは否定されないものの、今後は相対化された位置付けになるものと思われるのである。

V-5-4. 所得分類と実現主義

資本輸出中立性に拘らず域内課税制度に接近する場合、どの国でも概ね能動的所得（及びそれを原資とする配当）のみを非課税とするところである。

しかし本質的には所得分類は余計であるとの疑問も浮かぶ。なぜならば、ロック・イン効果対策のみの視点からは、能動的事業所得だから非課税、受動的投資所得だから課税という論理的結びつきに懐疑的とならざるをえないからである。かといって、海外子会社からの使用料も非課税とすべき、といえるかというと、研究開発費用を控除しているのに使用料に課税しないとするのはおかしいといった反論が米国報告書で論じられていたところである。なぜ必要ないはずの所得分類問題が生じるのであろうか。

課税時期の問題として考えると、極論としては時価主義で課税すべきという方向と消費時まで実現を遅らせるという方向が考えられる。時価主義で課税するならば、能動的事業所得・受動的投資所得という区別なくどちらも課税されるので、所得分類はやはり大きな問題とならない。これは米国報告書の完全合算課税制度の更にその先の理想形の一つといえる。

他方、域内課税制度や経産省報告書の提案は、内国法人が受け取っても課税しないというものであるから、課税を遅らせる方向といえる。その究極は消費時まで課税を遅らせるものであろう。所得源泉レベルでの所得分類による課税・非課税の区別が個人レベルにまで引き継がれてしまっては、課税の公平を図ることができないため、究極的にはやはり所得分類は関係ない。他方、法人段階で受け取っても課税しないということについては、理屈の上では、法人は再投資するためにあるのであって法人が消費するわけではない⁶⁸⁾、といった観点から正当化可能である。これは極論ではあるが、この筋に沿った場合もやはり、法人で受け取った段階で

66) David A. Weisbach, Line Drawing, Doctrine, and Efficiency in the Tax Law, 84 Cornell Law Review 1627 (1999)

67) それがDesai & Hines・前掲註33のいうような、所有者による属性であるのか、は不明であるが。

は能動的事業所得・受動的投資所得という区別なく再投資が予定されている限り今課税する必要はなく、逆に法人が受け取ったものでもそれが何らかの形で消費に充てられるようであれば所得分類の区別なく課税に値することとなる。

所得分類により課税・非課税を区別する必要性は、時価主義まで課税を早めることも消費時まで課税を遅らせることもどちらも徹底されていない故に仕方なく生じるもの、と考えられる。すると、今後、国際租税政策における所得分類による区別はあくまで便宜的なものと捉えるべきであり、所得分類を金科玉条としてそこから演繹的に議論を進めることは控え、課税する時期としてふさわしいか否かという考慮に立ち返る癖を我々は持つべきではなかろうか。

V-5-5. 競争力概念

本稿の議論の筋からやや逸れて補足的な議論となるが、競争力概念について言及したい。海外子会社からの配当に係る免税或いは国外所得免税を議論する際、しばしば親会社居住地国の競争力が挙げられてきた。

しかし、伝統的なマクロ経済学に則れば、輸出が輸出国の厚生を増大させるとは言い切れず、輸出増大とは単に貯蓄が増えているだけのことである、とされる。国際競争力などの語を用いる者の議論ははなから相手にしなくて良いとも言われる⁶⁸⁾。

このような中、英日米の報告書を見ると、それぞれの競争力概念との付き合い方が異なっている。英国報告書は、競争力の意味内容を厳密に定義しないまま競争力という語を用いている。経産省報告書は、恐らくはアメリカ流のマクロ経済学の影響であろうか、競争力という語の使用を控えている。米国報告書は、なぜか競争力という語を用いている。そこでは、シェアを高めることが競争力であると定義されている。

このような状況下で経済学者ではない私などが競争力概念とどう付き合っていくべきか難しいが、アメリカの定義が何か国際租税政策論に新たな論拠を提示してくれるか不明であること（アメリカ企業の世界市場におけるシェアが高まることがどのようにアメリカ国民の厚生を高めるのか、の道筋が説明されているわけではない）などから、競争力を高めるという観点で域内課税と完全合算とどちらが良いか、といった論じ方はやはり控えるべきであろうと思われる。

競争力概念は用いず、企業の自由度を高めることと、濫用対策・租税回避対策との調和点を探る、というにとどめるのが穩當であろう。この観点からも経産省報告書は評価できるのではないかと思われる。

V-6. まとめ

現実の課税は、国内であれ国際であれ、様々なロック・イン効果問題を引き起こす。

包括的所得概念・時価主義課税・資本輸出中立性・全世界所得課税・外国税額控除という組み合わせによってロック・イン効果をなくすことは、理屈の上では極めて美しい。しかし、理屈の上の美しさだけならば、消費型所得概念・消費時課税（投資即時控除）という組み合わせも理想の一つである。極論のレベルではどちらが優れているということにはならない。

現状、国際税制の勉強では資本輸出中立性・外国税額控除の組み合わせが議論の導入部分にある。これは、その理解しやすさから導入として大変有意義であると思われる。しかし、導入の段階を過ぎた後は、モデルとしての理解のしやすさが現実世界の説明としての適切さを保証するものではないということも想起すべきである。

海外子会社（から受け取る配当）所得について、現行の課税繰延は、ロック・イン効果を引

68) 現実問題としては法人が経費として控除を求めて、それが実際には個人の消費にあてられるということもあるので、完璧足りえないが。

69) 参照：飯田泰之『経済学思考の技術』157頁（ダイヤモンド社、2003）。

き起こす。対策としては完全合算課税も海外子会社配当非課税もどちらも理屈の上で適切となる。しかし、時価主義の徹底を図ることが困難な現状の下では、【時価主義を徹底すれば問題が解決されるという理屈】が【時価主義に近づけることこそ問題解決に近付く方策であるという結論】を必ずしも意味するわけではない。また、法人からの税収に頼ることは今後ますます難しくなることが予想される。完全合算課税制度の理屈としての美しさは否定されないもの

の、企業の自由度を高めようという経産省報告書の基本方針は、現実を見据えた穩當なものと評価できるのではなかろうか。

なお、企業の自由度の確保だけを強調するわけにはいかず、租税回避対策とのバランスは今後も議論されていかねばならないが、その際、手法としての課税繰延否定が必ずしも課税繰延自体を標的とするとは限らないという柔軟さが意識されていくであろう。